

保護者 様

一宮市教育委員会
教育文化部総務課長 中村 雅人

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
「一宮市小中学生給付金」について（お知らせ）

一宮市では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童生徒の家庭学習を支援するために、一宮市小中学生給付金を交付します。

1 交付対象

次の（１）～（３）のいずれかに該当する者（以下「児童生徒等」という。）の保護者

- （１）令和2年5月1日（以下「基準日」という。）現在、一宮市立の小中学校に在籍する児童生徒
- （２）基準日において一宮市に住民票を有する一宮市立以外の小中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）に在籍する児童生徒（例：私立の小中学校に在籍する児童生徒など）
- （３）基準日において一宮市に住民票を有する就学義務を有しない平成17年4月2日から平成26年4月1日の間に生まれた者（例：外国籍の児童生徒）

2 給付金額

児童生徒等1人あたり一律5,000円

3 給付金の交付

5月下旬頃から順次振込を予定しています。

※児童生徒が一宮市立の小中学校に在籍し、給食費・教材費を学校で口座引き落とししており、かつ、一宮市がその口座に一宮市小中学生給付金を振り込むことについて、ご承諾していただける保護者（☆）の方は、手続きすることなく受給できます。

☆に該当する保護者の方は、この先をお読みいただく必要はありません。

※☆に該当しない保護者で受給を希望する方、及び、受給を辞退する方は、次の手続きが必要です。

4 申請手続

- （１）申請に必要な書類 一宮市小中学生給付金口座振込申請書（別紙）
- （２）提出方法 ①教育文化部総務課へ郵送
②（３）へ持参（受付時間：8:30～17:15（土日祝を除く。））
のいずれか

（３）提出場所

一宮市役所本庁舎4階	教育文化部総務課（45番窓口）
〃 尾西庁舎1階	窓口課
〃 木曽川庁舎1階	総務窓口課
〃 各出張所	

（４）提出期限

5月19日（火）

5 交付の辞退

給食費・教材費を学校で口座引き落としとしている保護者で、一宮市小中学生給付金の交付を辞退する場合は、**5月19日（火）まで**に総務課へご連絡ください。

その後、「一宮市小中学生給付金辞退届」を**5月29日（金）まで**にご提出していただきます。（※提出方法は「4 申請手続（２）提出方法」と同様です。）

それ以外の保護者の方で交付を辞退する場合は、手続不要です。

6 問い合わせ先

491-8501 一宮市本町2-5-6

一宮市教育委員会 教育文化部総務課

電話0586（85）7070 FAX 0586（73）9211

一宮市小中学生給付金口座振込申請書

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市教育文化部 総務課長

(保護者)

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 () - _____

(児童生徒本人) 氏 名	学校名	学年
_____	_____ 学校	_____ 年生
_____	_____ 学校	_____ 年生
_____	_____ 学校	_____ 年生

一宮市小中学生給付金の支払は、下記の口座へ振り込んでください。

記

(注) 振込先は、児童生徒の保護者名義の口座に限ります。 口座振込原簿にしますので、欄内に楷書で記入してください。

銀 行 名	支 店 名	種 別	口 座 番 号	口座名義 (保護者に限る)
銀行	支店番号	普通		フリガナ
信用金庫		当座		
農協		貯蓄		

(注) ゆうちょ銀行については、振込み用の店名・預金種目・口座番号を記入してください。
(注) 訂正する場合は、訂正印を押印してください。

- ◎提出方法 教育文化部総務課へ郵送、又は、下記のいずれかへ持参
(※持参する場合は8:30~17:15(土日祝を除く。))
- ◎提出場所 一宮市役所本庁舎4階 一宮市教育委員会教育文化部総務課 (45番窓口)
〃 尾西庁舎1階 窓口課
〃 木曽川庁舎1階 総務窓口課
〃 各出張所
- ◎提出期限 児童生徒が一宮市立の小中学校に在籍する方 : 令和2年5月19日 (火)
上記以外の方 : 令和2年5月29日 (金)

問い合わせ先
491-8501
一宮市本町2-5-6
一宮市教育委員会教育文化部総務課
電話0586(85)7070